

令和5年度秦野市社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

令和5年度における社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知別添）及び「秦野市社会福祉法人指導監査実施要綱」（平成29年8月1日施行）に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

また、指導監査を実施することにより、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

なお、平成29年4月から経営組織の見直しや事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを図るための改正社会福祉法が本格的に施行されたことから、改正事項について適切な指導監査を実施する。

2 重点事項

(1) 適正な運営体制の確保（社会福祉法人制度改革への対応）

ア 評議員、評議員会に関する事項

(ア) 評議員の選任について

○法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

○評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。

○評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。

(イ) 評議員会の招集・運営について

○招集が適正に行われているか。

○決議が適正に行われているか。

○適正に記録の作成、保存を行っているか。

イ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項

(ア) 報酬等について

○報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。

(イ) 報酬等支給基準について

○報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。

(ウ) 報酬等の総額の公表について

○報酬等について、法令に定めるところにより公表しているか。

ウ 事業運営の透明性の向上に関する事項

(ア) 定款について

○法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

(イ) 情報の公表について（計算書類、現況報告書等）

○法令に定める情報の公表を行っているか。

(2) 会計管理体制の確保

ア 規定・体制に関する事項

○定められた経理規定を遵守しているか。

イ 会計処理に関する事項

○事業区分等は適正に区分されているか。

○会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。

○計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。